

指数の基準時に関する統計基準

(平成 22 年 3 月 31 日 総務省告示第 112 号)

1 指数の基準時の原則

指数の基準時は、五年ごとに更新することとし、西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年とする。

2 ウェイトを固定する指数

(1) ウェイトを固定する指数は、当該指数の基準時である年のウェイトにより算出するものとする。

(2) ウェイトを固定する指数について、やむを得ない理由により基準時の更新に必要なウェイトを設定できないときは、1 の項（指数の基準時の原則）の定めにかかわらず、当該必要なウェイトが設定できるまで指数の基準時を更新しないことができる。この場合において、指数の基準時が西暦年数の末尾が 0 又は 5 である年以外の年となるときは、その後の指数の基準時ができるだけ速やかに 1 の項の定めに従ったものとなるよう、適切な措置を執るものとする。

3 基準時を更新した場合の利便確保措置

指数の基準時を更新したときは、新指数と旧指数とのリンクその他の利用者の利便のための適切な措置を講ずるものとする。

4 その他

指数の基準時について、法令の定め又は法令に定める手続があるときは、その定め又は手続によるものとする。

指数の基準時及びウェイト時の更新についての諮問・答申

指数の基準時及びウェイト時の更新についての諮問

(諮問第 185 号 昭和 56 年 1 月 16 日)

標記について貴会の御審議を得たい。

現在、我が国のほとんどの主要指数は、諮問第 167 号の答申に基づき、基準時は昭和 50 年、ウェイト時も昭和 50 年及びその近傍年を採っているが、その後の経済情勢の変化及び従来の指数の基準時等の変更の経緯にかんがみ、現在、採用している基準時及びウェイト時について検討する必要がある。

なお、昭和 30 年以降、5 年ごとに行われてきている指数の基準時等の更新は、貴会における各回の審議に基づいているものであり、今後、この周期による更新を継承していくことの適切性についても、併せて検討する必要がある。

指数の基準時及びウェイト時の更新についての答申

(諮問第 185 号の答申 昭和 56 年 3 月 20 日)

標記について審議した結果、標記に係る従来の審議並びに主要指数作成の経緯にかんがみ、次の結論を得たので答申する。

1 指数の基準時は、原則として 5 年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が 0 又は 5 の付く年とする（この原則は、昭和 55 年より適用される）。

ウェイトを固定する指数については、原則としてウェイト時も 5 年ごとに更新し、基準時と同年又はその近傍の年（複数年を含む。）を採ることとするが、指数算出に当たって方法的扱いが定まっているパーシェ型指数、連鎖指数等については、この限りではない。

2 基準時を更新した場合は、新指数と旧指数とのリンクその他について、利用上不便のないよう十分適切な措置を講じることとする。

3 基準時又はウェイト時について、前期 1 の原則を適用することが適切でないと判断される事態が発生した場合には、当審議会は新たに審議を行うものとする。

4 個々の指数の作成、改訂等に際しては、当審議会は、その計画等について、審議又は検討を行うものとする。